

パブリックコメント意見集約結果

意見①

(政 策) 人の集まる市政を行っていただきたい。歳出より歳入を。

意見②

1. 全体的

法律や条例は、概ね方向づけが唱われていますが、全体にかなり微細な表現があり、「マニュアル」のように感じます。前文で趣旨を述べられていますので、シンプル化されるのがよいかと思えます。

2. 条文ごとの意見

条 文 行	▲：削除 →：変更	理 由
(1) 前文 3行目	おいて天理市議 → おいて天理市政(以下「市政」という。)の議決等の責務を担う天理市議	議員の役割を表記
(2) 5行目	天理市長…いう。) → 一方では、執行権者として天理市長(以下「市長」という。)	立場の違いを表記
(3) 6行目	▲ 切磋琢磨し、	限定表示のため
(4) 後2行目	頼りに → 信頼	言い回し
(5) 後1行目	する姿勢をここに → すること	総称的表記に
(6) 第1条 1行目	▲ 市長と…ついて、	「前文」表記のため
(7) 3行目	▲ 市民に…しての	「前文」表記のため
(8) 3行目	実行することにより → 通じて	平易に
(9) 第2条 1行目	▲ 市民主権…自覚し	前文「選挙において」表記のため
(10) 4行目	▲ 多様な	美辞麗句のため
(11) 5行目	▲ 自由な	「討論」に包括されているため
(12) 8行目	継続的に見直す → 社会情勢等に対応する	大局的表記のため
(13) 9行目	▲ 把握した	「意見」に包括されるため
(14) 10行目	▲ 市民本位の立場から	「前文」にニュアンスあるため

条 文 行	▲：削除 →：変更	理 由
(15) 第2条 12行目	視点、方法 → 視点・方法	「監視・評価」10行目と同様に
(16) 12,13行目	▲ 会議を定刻…踏まえ	他の例もあるため
(17) 14行目	の内容…とする。 → を定めるものとする。	総称的表記に
(18) 第3条 1,2行目	認識し、…研さんを重ね、 → 認識するとともに、 自己の研さんを重ね、議員相互の討議を通じ、	「合議性」と「各個討議」の両立場を表記
(19) 3行目	活動をする。 → 活動するものとする。	「2項」と合致
(20) 5行目	▲ 一部の団体…とどまらず、 市民全体の福祉 → 市民福祉	「市民福祉」に包括 第1条の解説に合致
(21) 第4条 2行目	共有する議員 → 共有する2名以上の	人員要件
(22) 5行目	議長は → 会議議長は	会議議長と区別するため
(23) 第5条 1,2行目	徹底し、…ならない。 → 行うものとする。	平易に
(24) 5行目	場を多様に設けて → 場を設け、	平易に
(25) 5行目	▲ 議員の政策…強化し	限定表記のため
(26) 8行目	専門的知見の活用 → 有識者の助言	平易に。でも、固有表記ならOK
(27) 第6条 1行目	▲ 議決責…ともに	「前文」的要素のため
(28) 4,5行目	議案に…市民の評価 → 議案については、市民の 評価	議会は合議制であり、 議員各個をあまり公表すべきでない
(29) 第7条 1行目	▲ 市政の…対処するため、	限定表記のため
(30) 2行目	市民が自由に…交換する → 市民が情報及び意見 交換のできる	

条 文 行	▲：削除 →：変更	理 由
(31) 第8条 4,5行目	▲ 広く…にするため、	限定表示のため
(32) 6行目	(2)議長から → 市長等は、議会議長から	主語の振替及び議会議長
(33) 6行目	された市長等は議長 → された場合、議会議長	主語の振替及び議会議長
(34) 6行目	及び 又は	統一した表記
(35) 8行目	▲ 市長等…とともに、	「全文」的ニュアンスのため
(36) 9行目	▲ 両者の…図るため、	限定表記のため
(37) 10行目	日時 → 要請日時 要請内容 → 内容	「要請」を先に
(38) 第9条 標 題	(議会審議…形成) → (政策等の明確化)	趣旨の明確化
(39) 2行目	▲ 議会審議…高めるため、	限定表記のため
(40) 3行目	市長に対し、 → 市長に 又は削除	
(41) 4行目	発生源 → 意図及び提案理由	別表記
(42) 6行目	比較検討 → 対比	別表記
(43) 7行目	参加実施の有無 → 参加の有無	平易に
(44) 8行目	総合計画 → 天理市総合計画	正式名称
(45) 10行目	将来にわたるコスト計算 → 展望及び将来的経費	別表記
(46) 11～13行目	前項の政策等の提案…努める → 市長からの前項の政策等の提案後、審議を深めるとともに、執行後の評価についても審議に努める	平易表記
(47) 第10条 1,2行目	▲ 分かりやすい ▲ 説明	平易に。第10条を第9条第3項に包括も検討
(48) 第12条 1行目	▲ 市の	不要
(49) 2行目	る。 → るものとする。	努力等は「ものとする」表記が馴染む

条 文 行	▲：削除 →：変更	理 由
(50) 第12条 2行目	う。 → うものとする。	努力等は「ものとする」表記が馴染む
(51) 第13条 1,2行目	▲ 議会は…とする	「前文」的ニュアンスのため
(52) 3行目	2 → (第1項へ) 委員会 → 委員会等	繰り上げ、「政策討論会」
(53) 4行目	▲ 審議し…場合、 ▲ 議論をつくして	限定表記のため
(54) 第14条 1行目	政策等及び課題 → 政策及び課題等	換言
(55) 1,2行目	▲ 共通…得るため、 成する、政 → 成する政	限定表記のため、不要
(56) 第15条 1,2行目	ては、資料…行う → ては、分かりやすい資料等を公開する	「公開」の主文のため
(57) 3,4行目	等を説明…に行う → (等)の説明会等を開催する	平易に
(58) 第16条 標 題	(政務…及び公開) → (政務調査費の執行)	「公開」が唱っていないため
(59) 2行目	▲ 天理市議会…のため	原文なら削除しない
(60) 第8章	局の体制整備 → 局機能の充実	
(61) 第17条 1,2行目	議会は、…ものとする。 → 議会は、本条例の理念等の修得のため、議員研修の実施に努めるものとする。	並び替え及び削除
(62) 3行目	強化に当たり → の一環として	換言
(63) 第18条 標 題	(…の体制整備) → (…機能の充実)	
(64) 1行目	議会の…させ → 本条例の理念に基づき	総称表記に
(65) 第19条 標 題	(議会図書室) → (議会図書室等の充実)	「パソコン等の活用」追加
(66) 2行目	充実に努 → 充実とともに、パーソナルコンピューターの活用等に努	「パソコン等の活用」追加

条 文 行	▲：削除 →：変更	理 由
(67) 第 20 条 1, 2 行 目	▲ 議会は、…とする	第 2 項に包括のため
(68) 3 行 目	第 2 項を 第 1 項に	繰り上げ
(69) 3, 4 行 目	情報技術…広報活動に → 市民が市政及び議会への関心を高めるため、広報手段を活用して議会広報に	換言
(70) 第 21 条 1, 2 行 目	▲ 市民の負託…自覚し、	「前文」表記のため
(71) 3 行 目	▲ 市民の…議員の	「前文」ニュアンスのため
(72) 第 22 条 1～3 行 目	▲ 住民…ではなく	平易に
(73) 3, 4 行 目	▲ 議会活動…制度及び	「前文」的ニュアンスのため
(74) 4 行 目	公聴会制度を十分に → 公聴会制度を	一例のため
(75) 6 行 目	場合及び → 場合又は	換言
(76) 第 10 章	…性と見直し手続 → …性、制度改正	
(77) 第 23 条 1, 2 行 目	条例の趣旨に反する → 条例に沿わない	受動的表記はどうか
(78) 3 行 目	▲ この条例…ため、	前文
(79) 3, 4 行 目	議会は、…この条例の → 議会は、一般選挙…議員にこの条例の	換言
(80) 4 行 目	研修を…ならない → 説明を行うものとする。	換言
(81) 第 24 条 1 行 目	条例に定…並びに → 条例及び これらに → 本条例に	「前文」等に表記のため
(82) 2 行 目	運営し、…果たさなければ → 運営しなければ	平易に
(83) 第 25 条 標 題	(見直し手続) → (審査、措置)	

条 文 行	▲：削除 →：変更	理 由
(84) 第 25 条 1, 2 行 目	▲ この条例…とともに、	第 3 項へ
(85) 2 行 目	この条例 → 本条例	
(86) 3, 5 行 目	検討 → 審査	換言
(87) 5 行 目	制度の改善 → 条例等の改正	換言 規則定めるなら 「条例等の改正」
(88) 5, 6 行 目	▲ この条例の改正を含めて	平易に
(89) 7, 8 行 目	第 3 項全文 → 3 議会は、市民の意見、社会情勢 の変化等を勘案し、議会運営等の評価と改善が必要 なときは、適切な措置を講ずるものとする。	条例改正に理由は不可 欠なため削除し、必要 に応じ措置を講じられ るよう。＝第 1 項を分 離掲載。

意見③

項 目	ご 意 見
第 22 条	<p>～、行財政改革の視点<u>だけでなく</u>、市政の現状と課題、将来の予測と展望等を十分に考慮するとともに～</p> <p>上記の部分ですが、議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点も市政の現状と課題も将来の予測と展望も<u>いずれもが同じように重要な要素</u>です。この表現では市政の現状と課題、将来の予測と展望により重点が置かれている印象があります。</p> <p>そこで ～、行財政改革の視点<u>並びに</u>市政の現状と課題、将来の予測と展望等を十分に考慮するとともに～</p> <p>と並列に表現すべきだと考えます。</p>
第 12 条	<p>議会が政策提案を行うに当たり、第 9 条で市長に求めているのと同様の事項について、議会も明らかにすることを明記すること。</p> <p>そして、その内容を積極的に公開し、市民と情報を共有すれば開かれた議会としての信頼が高まると考えます。</p>

意見④

(基本的要件)

各条項については、十分な期間がないため検討中であり、今の段階では具体的な意見が記せません。しかしながら、「天理市議会基本条例」そのものに対する私の見解や意見を「基本的要件」として次に記します。天理市議会当局で基本条件が全体を通して私の記す基本的要件を満たしているかどうか検証していただくよう求めます。なお、この基本的要件は、三重県議会における条例制定の趣旨を参考として引用し、若干の加筆修正を行ったものです。

1. 天理市は、次の2つの代表機関を有している。
 - 1) 天理市民から選挙で選ばれた議員によって構成されている天理市議会
 - 2) 天理市民から選挙で選ばれた天理市長

2. 2つの代表機関の特性
 - 1) 議会は、多人数による合議制の機関
 - 2) 市長は、独任制の機関

3. 2つの機関の使命
 - 1) 異なる特性を生かし、市民の意見を市政に反映させるため、互いに緊張をもって競い合い、かつ協力し合いながら、天理市の好ましい発展のために最良の意思決定を行ううえで、共通の使命が課せられている。

4. 天理市議会基本条例の役割と基本的要件
 - 1) 2つの機関の1つとして、その使命達成のためのルールを定めた条例でなければならない。
 - 2) この条例に求められる6つの基本的要件
 - ①議会の基本理念を定め、次の要件を満足させるものであること
 - a. 議会の役割を明らかにするものであること
 - b. 市民の負託に的確に応えられるものであること
 - c. 市民の福祉の向上に寄与するものであること
 - d. 市勢の伸展に寄与するものであること
 - ②議員の責務、活動原則や議会運営の原則が定められ、次のことが示されているものであること
 - a. 議員は、議会活動を通じて市民の負託に応えるものであること
 - b. 議会は、その機能を十分に発揮し、円滑かつ効率的に運営できるよう努力するものであること
 - c. 合議制の機関である特性を生かし、その役割を十分に果たすものであること
 - ③議会と市長との関係
 - a. 二代表制の特性に基づき、議会は市長と常に好ましい緊張関係が構築されているものであること
 - b. 議会は、市長との立場の違いや機能の違いを踏まえたうえで、議会活動を行うことが明示されたものであること
 - ④議会独自の機能
 - a. 監視機能および評価機能が発揮できるものであること
 - b. 政策立案機能の強化が図られるものであること
 - c. 政策立案の前提となる付属機関（シンクタンクに準じたもの）等が設置できるようにするものであること
 - d. 議員が相互に討議に努められるようにされたものであること
 - ⑤市民と議会との関係
 - a. 市民の意見や意向が議会活動に十二分に反映されるものであること
 - b. 市民が議会活動に参画できる機会が確保されたものであること
 - c. 公聴機能の充実が図られるように考えられたものであること
 - d. 各種の委員会が常に公開されるように考えられたものであること

⑥その他

- a. 常に議会改革が推進されるようなものであること（常設の議会改革推進委員会を設置するのも一案である）
- b. 議員の政治倫理が高められるようにされたものであること
- c. 議員報酬（歳費）が社会の経済勢を反映したものとして、市民感情を納得させるように、流動的に決定されるようなルールが盛り込まれたものであること
- d. 議会事務局の機能の強化が図られるものであること

PS：

天理市議会基本条例（案）に述べられた精神が、単なる文言に終わらず、新たな行政上の具体的実践をとおして、県内市町村の平均経常収支比率二年連続全国ワースト 1（毎日新聞 2009 年 4 月 10 日付）の汚名返上をもたらす事を期待いたします。

意見⑤

項目	ご意見
第 1 章 (目的) 解説	注釈に「闊達」について説明するのなら、もともと文章をもっとやさしく書いたらいいと思います。
第 3 章 第 5 条 2	原則公開している会議の中で、公開しないのはどんな会議ですか？
第 3 章 第 7 条	議員個人だけでなく、議会として議会報告会は、ぜひ開いて欲しいです。
第 4 章 第 9 条 (3)	他の自治体の類似する政策等の比較検討をすすめて欲しい。 例えば、市営駐車場の料金で障害者割引をしているところが多いが、天理市はない。福祉の施策では、当面の目標として、奈良県一の都市になって欲しい。
第 9 章 第 22 条	議員定数を減らさないで欲しい。市民の声が議会に届くためには、議員の数が多いほどよいと思います。